

犬猫の譲渡事業の強化について

◎ 趣旨

本市保健所で抑留・収容している犬猫の殺処分ゼロを目指す取組のうち、ミルクボランティア制度と動物愛護管理施設の増設改修工事について報告するもの

1 殺処分及び譲渡頭数の推移

犬猫の殺処分頭数は、平成20年度967頭から令和元年度5頭にまで減少した。現在、殺処分は、治癒の見込みがない負傷等やむを得ない場合の対応となっている。

一方、新たな飼い主を探す譲渡事業を平成21年度に開始し、譲渡頭数は当初54頭であったが、平成25年の団体譲渡開始により大幅に増加した。その後、捕獲や収容の減少と返還の増加により、譲渡頭数は減少傾向にあったが、令和元年度、令和2年度は多頭飼育者からの引取りにより増加がみられる。

《殺処分頭数》

(単位:頭)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2(1月末現在)
抑留犬	144	120	119	103	65	36	25	16	18	6	1	0	0
収容犬	96	49	48	58	47	18	3	0	0	0	0	4	0
収容猫	727	498	417	505	461	261	221	194	124	63	23	1	3
計	967	667	584	666	573	315	249	210	142	69	24	5	3

《譲渡頭数》

(単位:頭)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2(1月末現在)
犬	-	40	32	26	32	60	85	55	53	53	67	107	75
猫	-	14	27	28	49	118	88	77	73	68	44	86	58
計	-	54	59	54	81	178	173	132	126	121	111	193	133

2 取組の概要

(1) ミルクボランティア制度

犬猫の殺処分は、生まれたばかりの幼弱子猫の占める割合が高く、平成29年度は79.7%であった。

これらの幼弱子猫は親猫以外に飼育が困難であったことから、平成30年度から、栃木県獣医師会宇都宮班の協力のもと、離乳前の幼弱子猫の飼育を離乳まで協力動物病院で行うミルクボランティア制度を開始したところ、令和元年度にはそれら幼弱子猫の殺処分頭数は0頭と大幅に減少した。

当該制度は、協力動物病院から譲渡される場合もあり、譲渡の強化につながっている。

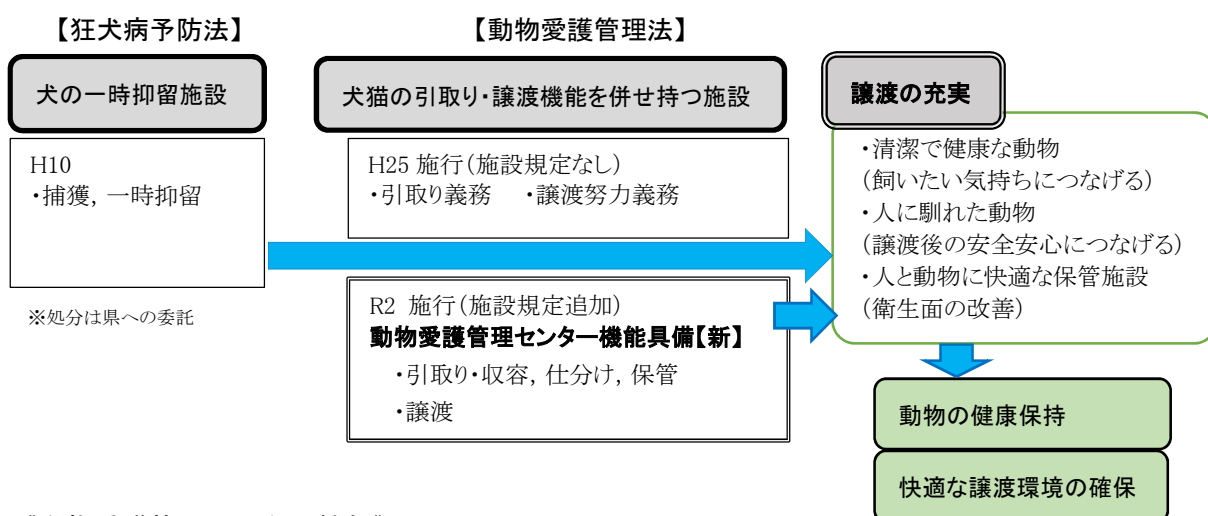
《ミルクボランティア制度の実績》

区分	H29	H30	R元	R2(1月末現在)
動物病院への依頼頭数	-	26頭	31頭	35頭
譲渡につながった頭数	-	19頭	29頭	30頭
幼弱子猫の処分頭数	55頭	19頭	0頭	0頭
殺処分における幼弱子猫の割合	79.7%	79.2%	0%	0%

(2) 動物愛護管理施設の増設改修工事

現動物収容等施設は、狂犬病予防法に基づき捕獲した犬を一時的に抑留することを目的として平成10年に設置したもので、譲渡の推進に混合的に利活用しているが、令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、動物愛護管理センター機能を果たす施設への転換が必要となったことから、犬猫の引取り・譲渡機能を強化するため、現在の施設を改築するとともに、譲渡施設を増設する。

《動物愛護管理施設運用のイメージ図》



《動物愛護管理センター機能》

犬・猫の引取り・譲渡し等、啓発活動、その他動物愛護に必要な業務を行う。具体的には、収容動物の健康及び安全の保持を図る観点から、構造等が適正な施設による保管、必要に応じた治療、飼養希望者に対する適正飼養の講習会を行う。

ア 施設の整備内容 (別紙のとおり)

区分	内容
犬猫の引取り 収容・仕分け	仕分けスペース, 診察室, 処置室, 犬猫の完全分離室
犬猫の保管	経過観察室, 運動スペース, 罹患等犬猫の分離室
犬猫の譲渡	譲渡用収容施設, マッチングスペース, 普及啓発エリア

イ スケジュール (予定)

令和2年度	実施設計の実施
令和3年度	工事実施
令和4年度	運用開始

3 今後の展開

飼い主等に対する適正飼育や終生飼育の普及啓発により、収容する犬猫の頭数の削減を図るとともに、新たに整備する施設を有効活用し、関係機関等と連携協力のもと抑留・収容された犬猫について、譲渡の強化を図る。

